福県医発第７６９号（地）
平成２０年　６月２６日

各医師会長　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　横　倉　義　武
（公印省略）

後期高齢者終末期相談支援料の凍結について

２５日に開催されました中医協総会におきまして、「後期高齢者終末期相談支援料」を７月１日より凍結する旨の諮問がなされ、同日に答申がなされ、別紙のとおり日本医師会より通知がありました。

平成２０年度診療報酬改定における中医協審議においては、平成２０年４月から創設された後期高齢者医療制度に伴う診療報酬を、社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会がとりまとめた「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」（平成１９年１０月１０日）および社会保障審議会医療保険部会・医療部会がとりまとめた「平成２０年度診療報酬改定の基本方針」（平成１９年１２月３日）に基づき審議を行い、とりまとめたところであります。

しかし、その後の国会等での議論、「後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案」が参議院本会議で可決されたことを重く捉えた政府・与党が、６月１２日に「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」を公表し、その中で、後期高齢者終末期相談支援料については、「凍結することを含め取扱いについて中医協で議論を行い速やかに必要な措置をとるとともに検証する。」ことをとりまとめました。

これを踏まえて、本日の中医協総会で、舛添厚生労働大臣より改めて政治的な判断について説明があり、極めて異例なことではあるが、凍結について諮問されたものです。

中医協の審議で３項目の附帯意見を記載した上で答申されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

後期高齢者医療担当理事　毛利康茂
後期高齢者医療副担当理事　名取一幸
会長　丸山　泉

事 務 連 絡(保 81)Ｆ
平成２０年６月２５日

都道府県医師会
　社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
藤　原　　淳

後期高齢者終末期相談支援料の凍結について

本日開催されました中医協総会におきまして、「後期高齢者終末期相談支援料」を７月１日より凍結する旨の諮問がなされ、同日に答申いたしましたことをご連絡申し上げます。

平成２０年度診療報酬改定における中医協審議においては、平成２０年４月から創設された後期高齢者医療制度に伴う診療報酬を、社会保障審議会 後期高齢者医療の在り方に関する特別部会がとりまとめた「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」（平成１９年１０月１０日）および社会保障審議会医療保険部会・医療部会がとりまとめた「平成２０年度診療報酬改定の基本方針」（平成１９年１２月３日）に基づき審議を行い、とりまとめたところであります。

しかし、その後の国会等での議論、「後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案」が参議院本会議で可決されたことを重く捉えた政府・与党が、６月１２日に「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」を公表し、その中で、後期高齢者終末期相談支援料については、「凍結することを含め取扱いについて中医協で議論を行い速やかに必要な措置をとるとともに検証する。」ことをとりまとめました。

これを踏まえて、本日の中医協総会で、舛添厚生労働大臣より改めて政治的な判断について説明があり、極めて異例なことではあるが、凍結について諮問されたものです。

中医協の審議で３項目の附帯意見を記載した上で答申されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

（添付文書）
１．　諮問書（平成２０年６月２５日 厚生労働省発保第 0625001 号）
２．　答申書（平成２０年６月２５日）

中医協　総－４－１
２０．６．２５

写

厚生労働省発保第0625001号
平成２０年６月２５日

中央社会保険医療協議会
会　長　遠藤　久夫　　殿

厚生労働大臣
舛　添　　要　一

諮　問　書

（後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第７１条第１項（療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準に係る部分に限る。）及び第７８条第５項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第６７号）をそれぞれ別紙１及び別紙２のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別紙１

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）（案）

改　正　案	現　行
別表第一　医科診療報酬点数表 ［目次］ 第１章～第３章　（略） 第４章　経過措置等 　第１部　経過措置 　第２部　算定制限	別表第一　医科診療報酬点数表 ［目次］ 第１章～第３章　（略） 第４章　経過措置
第４章　経過措置等 　第１部　経過措置 　（略）	第４章　経過措置 （略）
第２部　算定制限 　第２章の規定にかかわらず、区分番号Ｂ０１８に掲げる後期高齢者終末期相談支援料並びに区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注７及び区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注７に規定する加算は、別に厚生労働大臣が定める日から算定できるものとする。	（新規）
別表第二　歯科診療報酬点数表 ［目次］ 第１章・第２章　（略）	別表第二　歯科診療報酬点数表 ［目次］ 第１章・第２章　（略）

第３章　算定制限	
第３章　算定制限 　前章の規定にかかわらず、区分番号Ｂ０１６に掲げる後期高齢者終末期相談支援料は、別表第一第４章第２部に規定する日から算定できるものとする。	（新規）
別表第三　調剤報酬点数表 ［目次］ 第１部　調剤報酬 　（略） 第２部　算定制限	別表第三　調剤報酬点数表 ［目次］ （略）
第２部　算定制限 　前部の規定にかかわらず、区分番号１９に掲げる後期高齢者終末期相談支援料は、別表第一第４章第２部に規定する日から算定できるものとする。	

（適用期日等）

１　平成２０年７月１日より適用する。

２　同年６月３０日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ｂ０１８に掲げる後期高齢者終末期相談支援料の注並びに区分番号Ｃ００５に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注７及び区分番号Ｃ００５－１－２に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注７、別表第二区分番号Ｂ０１６に掲げる後期高齢者終末期相談支援料の注並びに別表第三区分番号１９に掲げる後期高齢者終末期相談支援料

の注の規定により患者及びその家族等に文書等を提供した保険医療機関及び保険薬局における当該患者に対する当該療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

別紙２

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）（案）

改　正　案	現　行
１・２　（略） ３　第１号の４の規定にかかわらず、後期高齢者終末期相談支援療養費は、別に厚生労働大臣が定める日より算定できるものとする。	１・２　（略）

（適用期日等）

１　平成２０年７月１日より適用する。

２　同年６月３０日において現にこの告示による改正前の訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法別表通則第一号の４の注の規定により利用者及びその家族等に文書を提供した訪問看護ステーションにおける当該利用者に対する当該指定訪問看護の費用の額の算定については、なお従前の例による。

写

平成２０年６月２５日

厚生労働大臣

舛　添　要　一　　殿

中央社会保険医療協議会

会　長　　遠　藤　　久　夫

答　申　書

（後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について）

平成２０年６月２５日付け厚生労働省発保第0625001号をもって諮問のあった件について、下記の通り答申する。

記

１．後期高齢者終末期相談支援料は、社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会において取りまとめられた「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」（平成19年10月10日）や、同審議会医療保険部会・医療部会において取りまとめられた「平成20年度診療報酬改定の基本方針」（平成19年12月３日）に基づく診療報酬の改定を行うべきとの厚生労働大臣からの諮問を受け、本協議会において真摯な議論を重ね創設したものであり、終末期における診療方針等について、患者本人、家族、医療従事者とが十分話し合いを行い、その内容を文書等にまとめた上で患者に提供することを評価したものである。

この相談支援料は、患者が、本人の納得のいく診療方針で、尊厳と安心をもって充実した環境の中で残された日々を過ごすことができるようにすることを目的としたものである。医療費の抑制を目的とするものでないことはもちろんのこと、患者に対して意思の決定を迫るようなものではなく、

患者の自発的な意思を尊重するものであるにも関わらず、その趣旨・内容が国民に十分周知されず、国民に誤解と不安を与え、その結果として、算定凍結の措置を講ずるに至ったことはやむを得ないこととはいえ、誠に遺憾である。

2．本協議会では、診療報酬改定後のしかるべき時期にその実施状況等について調査・検証を行い、必要があれば見直しを行うということを基本としている。そのような中で、必要な調査・検証が行われないままに、凍結との諮問が行われたことは、極めて異例なことであると言わざるを得ない。

しかし、本協議会としては、相談支援料に対する誤解とそれに基づく不安がある現状において、相談支援料の算定をこのまま継続することは、当初の相談支援料の意図の実現が十分に期待できない可能性があるとの判断をした。

今回の措置は、このような特別な事情に基づき実施するものであり、確固としたエビデンスと検証を踏まえて十分に議論した上で対応するという、これまでの診療報酬改定の基本的な考え方を変更するものではないことを確認する。

なお、本協議会としては、国民の誤解と不安を解消するとともに、終末期における情報提供と相談支援に関する実態について情報収集や検証等を早急に行い、その結果を踏まえ、算定の再開を含めた総合的な議論をしたいと考えている。

3．今回の措置は、国民の理解を得るための努力不足がその大きな原因となっている。厚生労働省は、再びこのようなことが起こることのないよう、診療報酬改定を行うに当たっては、その趣旨や内容を国民に対して十分に説明するものとするほか、誤解を生じさせるような指摘等に対してはしっかりとした対応をとることを強く望むものである。

また、これを契機として、終末期医療について開かれた国民的議論が行われるよう望むものである。